

新	旧
<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>略</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定します。</p> <p><u>また、本計画を再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める地方再犯防止推進計画として位置づけるものです。</u></p> <p>略</p>	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>略</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定します。</p> <p>略</p>